

資料 1 - 1

諮詢 第 6 3 8 号
自環総発第 2511273 号
令和 7 年 11 月 27 日

中央環境審議会
会長 大塚 直 殿

環境大臣 石原 宏高
(公 印 省 略)

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準の改正について（諮詢）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準及び法第 24 条の 4 において準用する法第 21 条第 1 項の規定に基づき環境省令で定める、第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準の改正について、法第 43 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(参考条文)

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2～4 (略)

(準用規定)

第二十四条の四 第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項を除く。）、第二十三条（第二項を除く。）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三及び第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第四項」とあるのは「第二十四条の四第一項において準用する第二十一条第一項又は第四項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一項」と、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項及び前項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）」、第二十一条（第三項を除く。）及び第二十三条（第二項を除く。）と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

2 (略)

(審議会の意見の聴取)

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第七項、第十二条第一項、第二十一条第一項（第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項第二号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項若しくは第四項の事態の設定又は第三十五条第七項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

中環審第1396号
令和7年12月1日

中央環境審議会 動物愛護部会
部会長 西村 亮平 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直
(公印省略)

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準の改正について（付議）

令和7年11月27日付け諮問第638号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、動物愛護部会に付議する。